

(8) 事業の活用イメージ (全国的な土づくりの展開)

全国的な土づくりの展開

牛ふん堆肥や鶏ふん堆肥等を実証的に活用する取組を支援

① 最近収量が落ちているけど、堆肥を入れていないし、地力が落ちているのかな。

② 地力の低下には牛ふん堆肥やペレット堆肥などの施用が効果的ですよ

土づくりのため、堆肥を実証的に活用できる事業がありますよ。

③ 堆肥の散布機械もないし、堆肥の置き場もお金がかかるもんな～。

④ 散布機械のリースや保管場所のレンタルも可能ですよ。堆肥の効果確認のための土壌分析もできますよ。

◆ 支援の内容※1

地力の向上を目的として、堆肥の実証的な活用による土づくりの取組を支援。

◆ 対象となる堆肥※2

- ペレット堆肥
- 牛ふん堆肥、鶏ふん堆肥等

◆ 補助対象となる取組

- 堆肥の購入、運搬、保管に係る経費
- 散布に係る経費 (散布機械のリース・レンタルを含む)
- 土壌及び作物体の分析※3
- ペレット堆肥を活用した際の栽培実証経費※4

◆ 補助率

定額※5 (上限3万円/10a (ペレット堆肥の場合は3万5千円/10a)。なお、都道府県に交付された補助金額の範囲内で、都道府県が作物や堆肥の種類ごと等に応じた支援単価を設定することも可能。)

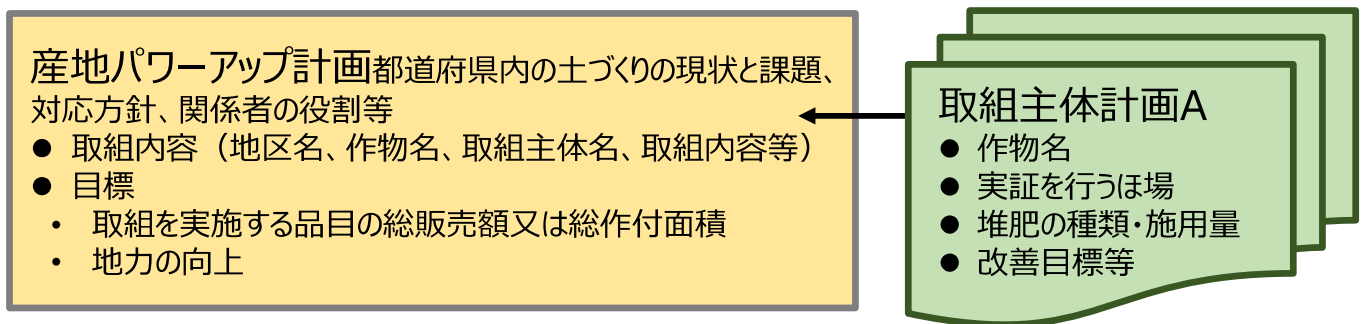
- ※1 原則堆肥の施用による土づくりを実施していないほ場や、地力の改善のため堆肥の追加的な施用が有効と認められるほ場を、2年を上限に支援対象としています。
- ※2 対象とする堆肥は、家畜排せつ物由来堆肥とします。
なお、堆肥は十分に腐熟させたもので、肥料の品質の確保等に関する法律に基づき届出がなされたものとします。
- ※3 堆肥の施用による土づくりの効果の確認のため、実証前後の土壌分析は必須の取組となります。
なお、実証後の土壌分析は原則農作物の栽培後としますが、堆肥による土づくり効果が適切に比較できるのであれば、土壌分析のタイミングについては問いません。
また、クロピラリドによる生育障害の可能性がある場合、散布前に堆肥の生物検定又は残留農薬分析を実施いただけます。
- ※4 ペレット堆肥を利用した際は、栽培実証として坪刈などを行っていただきます。
- ※5 堆肥散布機械のリース導入に係る費用については、補助率は1/2以内となります。

(参考3) 産地パワーアップ計画(生産基盤強化タイプのうち全国的な土づくりの展開)における産地の考え方について

全国的な土づくりの展開については、都道府県が地域や作物の考え方、堆肥の標準的な施用量等について策定した実施方針をもとに、都道府県再生協議会等が、産地パワーアップ計画(生産基盤強化タイプのうち全国的な土づくりの展開)を策定します。

全国的な土づくりの展開における計画のイメージ

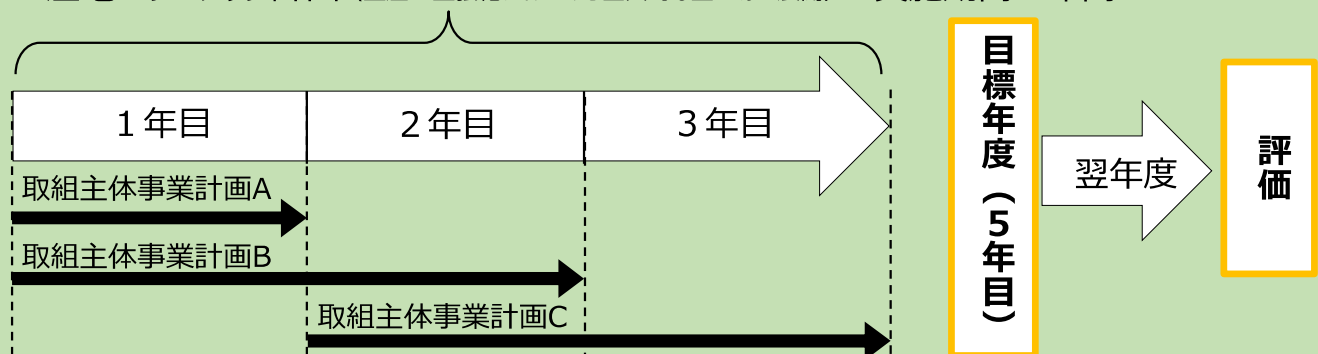
- 産地パワーアップ計画(生産基盤強化タイプのうち全国的な土づくりの展開)の目標は、原則都道府県全域で、取組を実施する品目の「総販売額又は総作付面積の維持又は増加」を設定。
- 産地パワーアップ計画に位置づけられる農業者は、土づくりを行うほ場、作物名、堆肥の実証的な活用の内容(施用する堆肥の種類と施用量など)と、成果目標である土壌の改善目標(pHやECなどの土壌の化学性又は物理性の指標)を記載した取組主体計画を作成し、産地パワーアップ計画に位置づけ。



取組主体の成果目標の考え方

- 堆肥の実証的な活用により改善する土壌の化学性又は物理性の項目等の目標数値を都道府県の指針※等から設定。※例えば、地力増進対策指針や施肥基準など
- 土づくり効果の確認のため実証前後の土壌分析を実施
- 改善目標が達成されたほ場数を評価
- 年度内に実証後の土壌分析まで完了した場合は、当該結果を踏まえ2年目に目標の達成状況を報告(計画A)
- 実証後の土壌分析が年度をまたぎ、2年目に実施した場合は、当該結果を踏まえ3年目に目標の達成状況を報告(計画B、C)
- 目標年度(5年目)は、取組主体による事業成果(実証後の改善結果)を積み上げたもの(ほ場数)で評価

産地パワーアップ計画(生産基盤強化タイプのうち全国的な土づくりの展開)の実施期間3年間



(注) 取組主体事業計画の事業の評価は、それぞれの目標年度の翌年度に実施。